**平成２７年（フ）第１７６０号**
神奈川県藤沢市亀井野520番地の11
破産者　有限会社エーワイエンジニアリング
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７４号**
神奈川県平塚市纏120番地の13
破産者　有限会社浅倉設備
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２１６号**
金沢市示野町西76番地
破産者　株式会社木田組
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１４１号**
愛知県西尾市上町薬師前１番地12
破産者　株式会社宝島クリエイト
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第２８８号**
愛知県豊田市白山町七曲12番地239
破産者　株式会社豊田ディナーサービス
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第１４号**
和歌山県御坊市藤田町吉田341番地の１、代表取締役の住所和歌山県御坊市御坊155番地
破産者　株式会社カネマル商店
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２６年（フ）第９５号**
岡山県美作市中尾111番地の３
破産者　株式会社広瀬住建
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第１０１１号**
福岡市東区千早２丁目３番37―602号
破産者　土肥　　透
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１０１５号**
福岡県朝倉郡筑前町朝日1026番地１　グレイスガーデンＡ棟　201号
破産者　福島　正光
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１０６０号**
福岡市城南区別府団地５番410号
破産者　坂東　　徹
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１３４６号**
福岡県大野城市若草３丁目16番34号　ハイカムール・ソレイユＢ105号
破産者　権藤　義己
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１２９１号**
福岡県筑紫野市紫５丁目22番12―202号
破産者　江夏　裕二
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第４９号**
群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目17番１―1226号　富士重工㈱大泉寮、前住所群馬県太田市下小林町218番地１　富士重工業㈱下小林東寮５―216号
破産者　石原　広宣
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第４０２２号**
大阪府堺市南区原山台１丁５番２―602号、事業所所在地大阪市住吉区苅田５―13―７102号、（開始決定時住所）大阪府和泉市伏屋町５丁目２番17―1415号
破産者　ペット館こと　山本　志朗
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１０５３号**
福岡市博多区博多駅南３丁目９番９―401号
破産者　松尾　孝麿
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１２０５号**
福岡市博多区南八幡町１丁目６番19号、前住所福岡市博多区諸岡５丁目14番６―303号
破産者　波多野宏典
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１２６７号**
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目４番17―109号
破産者　筒井　敬喜
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１６０６号**
北海道江別市上江別西町８番地の３
破産者　金子やす子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５５８号**
宮城県亘理郡亘理町吉田字中原55番地257
破産者　笠松　彩花
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係